秘密保持契約書

一般社団法人国立高校同窓会（以下「甲」という。）と●株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本契約の目的）

本契約は、甲及び乙が　　　年　　月　　日付で締結した●業務委託契約書に基づき、乙が委託業務を遂行する過程で甲から開示・提供され又は乙が知り得た秘密情報について、その取扱いを「一般社団法人国立高校同窓会における個人情報の保護に関する基本規程」第13条等に従って定めることを目的とする。

(注)この契約書は、特定の業務を継続的に業者に委託する(契約書がある)ことが前提である。

業者を選定する(見積もり)段階で秘密情報を開示・提供する場合は、第1条をはじめとして各条文を

取捨選択又は修正するなりして、それに見合った契約書・誓約書を作成する必要がある。

第2条（秘密情報の定義）

1．本契約における「秘密情報」とは次の情報をいう。

1. 個人情報

甲を構成する会員に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む)

1. 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
イ. 一定の業務の目的を達成するために、ソフトウェアを用いて特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成したもの
ロ. イに掲げるもののほか、一定の業務の目的を達成するために、氏名、生年月日その他の記述により、特定の個人情報を手作業で容易に検索処理することができるように体系的に構成したもの

1. 秘密情報管理に関する体制

2．前項の③については、甲は乙に開示・提供するに際して秘密情報である旨を明示しなければならない。

第3条（秘密情報等の取扱い）

１．乙は、開示・提供を受けた秘密情報及び秘密情報を含む記録媒体若しくは物件（以下「秘密情報等」という。）の取扱いについて、次の各号を遵守するものとする。

①　情報取扱管理者を定め、開示・提供された秘密情報等を、善良なる管理者としての注意義務をもって厳重に保管・管理する。

1. 秘密情報等は、委託業務の遂行以外の目的には使用しないものとする。

③　秘密情報等を複製する場合には、必要不可欠の場合に限って行うものとし、その複製物は原本と同等の保管・管理をする。

２．乙は、次項に定める場合を除き、秘密情報等を第三者に開示・提供する場合には、書面により甲の事前承諾を得なければならない。この場合、乙は、当該第三者との間で本契約と同等の義務を負わせ、これを遵守させなければならない。

３．乙は、法令により秘密情報等の開示が義務づけられた場合には、事前に甲に通知し、開示につき可能な限り甲の指示に従うものとする。

第4条（開示・提供された秘密情報の確認）

乙は、甲から秘密情報の開示・提供を受けた都度、速やかに当該秘密情報の名称等を確認し、秘密情報受領書を甲に提出するものとする。

第5条（秘密情報の返還・消去）

1．乙は、本契約に基づき開示・提供を受けた秘密情報を含む記録媒体等が、不要となった場合又は甲から請求がある場合には、直ちに甲に返還するものとする。

２．前項に定める場合において、乙は、秘密情報が自己の記録媒体等に含まれているときは、当該秘密情報を復元不可能な方法で消去しなければならない。

第6条（管理状況の報告・監査・改善）

1．甲は、年に1度又は必要に応じて、別紙により乙に秘密情報の管理状況について報告を求めることができるものとし、乙はこれに応じなければならない。また、甲が乙の秘密情報の管理状況を監査する必要が生じた場合は、乙はこれに協力しなければならないものとする。

2．前項の報告又は監査の結果、乙の秘密情報の管理状況が一般的管理水準に適合していないと甲が合理的に判断できる場合は、甲は乙に対し管理の改善を請求できるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

第7条（事故発生時の措置）

乙は、開示・提供を受けた秘密情報に漏洩・紛失・盗難等の事故が発生した場合は、直ちに甲に報告するとともに、甲と対応を協議した上で適切な措置を講じなければならない。

第8条（損害賠償）

乙は、乙の責に帰すべき事由により、開示・提供を受けた秘密情報に漏洩・紛失・盗難等の事故が発生し、甲及び甲の会員に損害が発生した場合は、その損害を賠償しなければならない。

第9条（本契約の有効期限）

1．本契約の有効期限は、本契約の締結日から業務委託の終了の日までとする。

2．前項の定めにかかわらず、第3条から第8条までは、業務の委託が終了した後も有効に存続するものとする。

第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約について疑義が生じた場合については、甲乙は協議の上、誠意をもってこれを解決する。

第11条（管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書を２通作成し、甲乙が記名捺印の上、各自１通を保有する。

　　　　年　　月　　日

（甲）東京都三鷹市下連雀3丁目45番15号島田ビル3階

一般社団法人国立高校同窓会 代表理事・会長　藤川　章　 ㊞

（乙）

　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　㊞